

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目 次

◆選管告示

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙の境港市選挙区において開催する立会演説会の演説の順序等  
昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙の東伯郡選挙区における立会演説会を行わない旨の告示

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、  
當日がとどまる翌日)

立会演説会を開催すべき日時及び会場  
境港市選挙区

日	時	会	場	演説の順序		
				第一順位	第二順位	第三順位
三月 十七日	日 十三時三十分	境港市	境小学校	しぶ谷	阿部	広島
十九日	火 十九時三十分					
三月 二十一日	木 十九時三十分	中浜小学校	大祥寺	阿部	広島	しぶ谷
木	〃		〃			
三月 二十二日	木 十九時三十分	広島	阿部	広島	しぶ谷	阿部
		しぶ谷				
		阿部				

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙の東伯郡選挙区における立会演説会は、参加の申出のあつた候補者が二人に達しないので、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程(昭和四十二年三月鳥取県選挙管理委員会規則第一号)第十六条第二項の規定により行わない。

昭和四十九年三月十五日

鳥取県選挙管理委員長 加藤 章

昭和四十九年三月十五日  
規定により次とのおり決定したので、同条例同条第四項において準用する  
同条例第四条第五項の規定により告示する。

昭和四十九年三月十五日

鳥取県選挙管理委員長 加藤

章